

平成30年第10回

芥北町農業委員会総会議録

平成30年第10回 芦北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成30年10月10日（水）
午前9時30分から午前10時37分
2. 開催場所 芦北町役場2階庁議室
3. 出席者
(農業委員)
1番 塚田 修彦 2番 平田 秀夫
3番 坂西 庄三 4番 山下 正道
5番 小野 三幸 6番 大仁田 金次
7番 岡村 貞夫
4. 本日の欠席委員（ 0名）

5. 議事日程

- 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
- 日程第2. 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第3. 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第4. 議案第84号 農用地利用集積計画の認定について
- 日程第5. 議案第85号 非農地判断について
- 日程第6. その他

6. 総会書記（農業委員会事務局職員）

事務局長 野田尚之 局長補佐 瀬形茂 主事 酒井俊和

7. 会議の概要

1. 開会 開会 午前9時30分

事務局 おはようございます。定刻となりましたので、只今から平成30年第10回の農業委員会総会を開会致します。
まずは、岡村会長からご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。

朝夕はめっきりと秋めいてまいりましたが、今年の夏は自然災害の多い毎日でございまして、地震災害あるいは大雨の災害、台風災害と日本各地で甚大な災害が発生いたしました。今年ほど自然災害の恐ろしさを感じたことはありませんでした。幸い芥北町には被害が発生しなかったことはありがとうございます。皆様もお体に留意されて頑張っていただきたいと思います。本日もよろしく審議をお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は、全員出席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、芥北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します

議長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、5番の小野委員さんと2番の平田委員さんにお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の野田氏、瀬形氏、酒井氏を指名致します。

議長

それでは、日程第2. 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2. 議案第82号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年10月10日 芥北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町志岐の畠1筆、面積は、271m²です。

転用の目的は、農業用倉庫です。

転用しようとする理由の詳細は、「申請人は畜産を営んでおり、繁殖牛の餌である稻わらや農機の倉庫を建築するため、新たに土地を探していた。申請地は、自己所有地で牛舎に隣接し、現在耕作していないため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから農業用倉庫に転用したい。」ということです。申請地は、4ページから6ページをご覧いただきたいと思いますが、県道志岐本渡線から、町道鶴尾線、鶴尾1号支線沿いで、中尾畜産団地付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域内であり、農地区分は第1種農地ですが、農業用施設については例外規定で許可する事ができるとなっています。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

大仁田委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっております。10月6日に現地調査に行きました。牛舎のすぐ隣の段々畠になります。下の段のわら置き場と機械倉庫と説明のとおりでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

ございませんか。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

続きまして、日程第3、議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局

はい、7ページをお開きください。日程第3、議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年10月10日 苫北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

8ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致します。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苫北町坂瀬川の畠1筆、面積は、285m²です。
転用の目的は、個人住宅及び駐車場です。

権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細は、「譲受人は家族が増え、現在の住まいでは手狭となったため、新たに土地を探していました。申請地は現居住地に隣接する土地で、祖母が所有する土地である。また、宅地や町道に囲まれた土地で、生産性も低く、県道沿いで利便性も良いため転用申請に至った次第である。他に代替となる土地もないことから、申請地を個人住宅及び駐車場として転用したい。」ということです。申請地は、9ページから11ページをご覧いただきたいと思いますが、県道坂瀬川御領線沿いで、鶴公民館付近になります。審議の要点につきましては、記載のとおりであり、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございましたが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

坂西委員

はい。本件につきましては、私が担当委員となっておりますので説明いたします。5日ほど前に現地を見に行きました。現在は農地になっていますが、作付けはされていない農地でした。譲渡人、譲受人の関係は、祖母と孫の間柄でございます。家族が多いため手狭ということで、畠を宅地にしたいということです。それと畠の一部に、数十年前から農業用の倉庫が建っています。その件で始末書が提出されていると思います。それと宅地と畠の間に里道があります。里道についても払い下げを検討されています。以上です。

議長

始末書が添付されているようでございます。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

下記農地は、昭和60年頃に私の父が、農業用倉庫の建築を行った農地です。農業用倉庫を建築する際に、許可申請が必要な土地としての認識がないまま、また、境界の確認も行わずに建築が行われました。この度、個人住宅を建築するにあたり、農地転用申請及び里道の払い下げ申請を行う運びとなり、境界の確認をしたところ、農地法に関する許可申請が必要な土地であることが分かった次第です。30年以上前の建築と言うことで、当時の資料等も存在せず、私も生まれておりませんでした。認識不足と管理不足及び手続きを怠った責任は私どものあることは重々承知しております、深く反省しております。農地法第5条の許可申請につきましては、寛大なご配慮をお願いいたします。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。

小野委員

倉庫が建っているということですが、全部に建っているんですか。それとも一部に建っているんですか。今は何も作っていないですか。

事務局

倉庫の一部分が、農地に建っています。耕作はされていませんが、草刈り等の管理はされています。

小野委員

宅地と申請地の間にある道は町道ですか。何になるのですか。ここも払い下げしていただいて、この三角になるんですか。

事務局

この道は里道になります。現在使われているのは、申請者だけになりますので、払い下げを申請しているところです。

小野委員

里道は実際残っているのですか。

事務局

図面上にはありますが、宅地の一部として利用されているため、実際はどこが里道か分かりません。

議長

祖母から孫に移転をするということは、お父さんが倉庫を作られたときに申請してあれば問題なかったんです。その時にていなかつたので本人も知らなかつた、さきほど事務局からも説明がありました。こういうケースが芥北町にも数多く残っている。5～6年前に納屋とか宅地にする場合は、申請をするように周知をしましたが、今でも今回のように残っています。祖母から父が転用するときに申請していれば問題なかつたんですが、今回孫の譲受人が申請された関係で始末書を出されています。すでに倉庫が建っているということでございますが、いちょう認めてやらにやいかんとじゃないかと、思いますけども。皆さんのご意見はいかがですか。

小野委員

今からこういう事案が出てきたときに、若い人たちが農地法を知らずに家を建てたり、いろんなことが多くなるんじゃないかなと思います。その時に大工さんあたりが、畠に家を建てるときは、手続きをされましたかとアドバイスはないですかね。

議長

以前の総会の時にも、そういうお願いをしたことがあります。大工さんもそこまでは配慮せずに、本人がそこに作って下さいと言えば、はいと作らすぐらいで、畠は宅地に転用なっていますかと確認はしとらっさん人が多い。本当は確認していただかないといけない。しかし今回のようにお父さんが転用の申請を知らずに建物を建てた。そこに孫が住宅を建築するということでやむを得ない。本当はあってはならないことですが、こういう案件が点々とでてきます。

小野委員

今から特に多くなると思います。農地法を知っている人が少なくなるので。若い人たちが意味が分からず、建てたりすることが出てくると思います。その時にるべき手続きをしておかないと、後々こういうことになると思います。解決としては、繰り返し周知をすることになると思います。

議長

それは、再三広報あたりでも周知をしているところです。

- 事務局 今年も8月の広報で周知はしています。
- 小野委員 なかなか皆さんが読んでいただいてないんでしょうね。
- 議長 広報には載っていても、自分のこととして考えていただければいいんですが。
- 坂西委員 若い人は、自分で建てていないので関心がないというか、知識がなかとです。親が亡くなって、農業をしていなければこういうことが多い。
- 小野委員 今回ることは、自分の父親が建てたということですので、認めないとがんもならんでもんね。上物はあるとでしょうけん。始末書を出されたんでしょうから。
- 議長 事務局も受け付けておりますし、皆様方のご意見の調整を図りたいと思います。
- 整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。
- 事務局にお願い申し上げます。こういうことが再三あると困りますので、広報誌等で周知をお願いいたします。
- 議長 続きまして、日程第4. 議案第84号 農用地利用集積計画の認定について議題と致します。
- 事務局に説明を求めます。
- 事務局 はい、12ページをお開きください。日程第4. 議案第84号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。平成30年10月10日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

13ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の新規が3件ございます。

面積は畠3筆4, 028m²、計4, 028m²です。明細は14ページをご覧ください。

続きまして、利用権転貸が3件ございます。

面積は畠3筆4, 028m²、計4, 028m²です。明細は15ページをご覧ください。

続きまして、所有権移転が4件ございます。

面積は田2筆2, 168m²、畠1筆881m²。その他1筆6.76m²、計4筆3, 055.76m²です。明細は16ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第84号は原案どおり認定することに致します。

続きまして、日程第5. 議案第85号 非農地判断について、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、17ページをお開きください。日程第5. 議案第85号 非農地判断について、非農地通知書交付申請書を別紙のとおり受け付けたので附議する。平成30年10月10日 苓北町農業委員会 会長 岡村貞夫。

この判断は農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。

今回18ページの農地10件の申請がありました。調査につきましては、平成30年8月21日岡村会長及び事務局職員で非農地調査を行っております。

位置図及び字図につきましては19ページから22ページに図示しております。場所は富岡春の迫・尾越地区になります。調査の結果につきましては、23ページに記載をしております。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

岡村会長

この件については、私が担当委員となっております。平成30年8月21日事務局と現地調査を行いました。「当該地については、畑として利用されていた農地であるが、長年にわたり耕作されていないため、草や木が生い繁り荒廃している。現状から3~10については「その土地を農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難である。」1~2については「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。」ため「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了しました。

事務局へおたずねしますが、申請者は町内の方ですか。

事務局

以前は町内の方でしたが、現在は町外の方です。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は挙手をお願い致します。

(ありません) の声あり

無いようでございますので、調査対象の10件につきまして、農地に該当しないということでございます。この判断につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので調査対象の10件の農地につきましては原案どおり農地には該当しないということに決定を致します

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願ひ致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 許可不要転用届けについて
2. 農業者年金の推進状況について
3. 農業委員・推進委員の改選について
4. 天草都市連絡協議会研修会について
5. 農業委員会委員ブロック別研修会の開催について

次回、平成30年第11回総会は、平成30年11月9日（金）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

(ありません。の声あり)

議長

無いようでございます。
農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、平成30年第10回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時37分

会長

署名委員

署名委員